**平成２９年度　石巻市社会福祉法人指導監査実施計画**

１　基本方針

社会福祉法人制度改革を柱とする改正社会福祉法が平成２９年４月１日に施行(一部平成２８年４月１日施行)され、社会福祉法人には、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことが一層求められ、また、効率的・効果的な経営の実践及び組織運営の透明性の確保など、公益法人としての責務を果たすことも重要となっている。

「指導監査」は、福祉サービスの提供主体である社会福祉法人（以下「法人」という）

が、利用者のニーズに応じた良質で適切なサービスを提供できるよう、適正かつ円滑な

法人運営と体制の確保を図ることを目的に行うものである。

平成２９年度における指導監査は、社会福祉法人制度改革への的確な対応と、適切かつ適正な手続き等が行われているかなどを重点事項として実施するものとする。

２　実施根拠

　(１)　社会福祉法第５６条(社会福祉法人)

　(２)　石巻市社会福祉法人指導監査実施要領

３　監査事項および着眼点

　　監査事項および着眼点は、国の示す「社会福祉法人指導監査実施要綱」及び「同要綱別紙指導監査ガイドライン」の「監査事項、チェックポイント、着眼点」等、関係通知

並びに前年度の指導監査の結果等を踏まえたものとする。

４　一般監査対象法人(実地監査)

　　(１)　３法人(夢みの里・輝宝福祉会・石巻ひまわり会)

　　(２)　参考として、本市所管法人の平成２９年度から平成３１年度までの３か年の一般監査(実地監査)の予定を別紙に示す。

５　重点項目

　　以下を重点項目として実施し、指導監査に当たっては、前３項を踏まえて実施状況等を確認する。

〇社会福祉法人制度改革への的確な対応

　　①　経営組織のガバナンスの強化

②　事業運営の透明性の向上

　　③　財務規律の強化

　　④　地域における公益的な取組の実践

６　実施期間及び実施方針

　　一般監査（実地監査）は、平成２９年９月から平成３０年１月にかけて実施し、その指摘事項のうち、特に確認が必要な事項を有する社会福祉法人に対しては、必要に応じて確認監査を実施する。また、極めて不適正な事案が発覚した場合は、特別監査を実施する。

別紙

石巻市所管社会福祉法人一般監査(実地監査)

年度別対象法人予定表

〇　平成２９年度

　　　夢みの里

　　　輝宝福祉会

　　　石巻ひまわり会

〇　平成３０年度

　　　なかよし会

　　　和仁福祉会

　　　ひろぶち

〇　平成３１年度

　　　石巻祥心会

　　　旭壽会

　　　つつじ会

　　　石巻市社会福祉協議会

（注）本予定表は、「石巻市社会福祉法人指導監査実施要領」第３条第２項の表、第１に規定する条件に適合するとした場合であり、これに適合しない場合又は表の２以降の条件に該当する場合は変